

沖縄県暴力団排除条例が改正されます。

2019年5月1日施行

改正ポイントは2点

- (1) 条例第13条(事業者による利益供与の禁止)及び第15条(暴力団員が利益供与を受けることの禁止)の一部改正
- (2) 第7章(暴力団排除特別強化地域)の新設

(1) 条例第13条(事業者による利益供与の禁止)の一部改正

暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知って暴力団員等に利益を供与する行為を禁止します。

↓↓↓↓↓↓↓ **例えば...** ↓↓↓↓↓↓

- 内装業者が、暴力団事務所であることを認識した上で、対立抗争に備えて壁に鉄板を補強するなどの工事を行う行為
- ホテルが、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を貸し出す行為
等が挙げられます。

**※違反した場合は
勧告・公表等の
対象となります。**

(2) 第7章(暴力団排除特別強化地域)の新設

那覇市松山及び沖縄市上地地区の歓楽街を暴力団排除特別強化地域に設定し、当該地域内の風俗営業店等の特定営業者に対し、

- 暴力団員を客に接する業務に従事させること
- 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- 用心棒の役務の提供又は営業の容認の対償として利益供与を行うことを禁止するとともに、暴力団員にも対向的行為(用心棒代を受け取る等)を禁止し、罰則が科せられます。

罰則 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

事業者には自首減免あり

- ・事業者が自首した場合は刑を減輕または免除することができる旨の自首減免を定めております。